

税務相談室

入学に関して支払う 寄付金は控除できない

北海道医師会顧問税理士 留目 正

問い：寄付金について関心があります。学校等への寄付について、そのあらましを教えてください。

なお、今年小生の長男がA、B、C大学を受験し、幸いにも全部に合格いたしました。各大学には、それぞれ〇〇万円の寄付金をしております。入学した大学の分は入学に際しての寄付金ですが、入学を辞退した他の2つの大学の分〇〇万円は寄付金控除の対象になりますよね。

お答え：国や地方公共団体、学校、心身障害者福祉協会や社会福祉法人などの特定の団体に対し、金銭や財産を寄付した場合、その年の総所得金額等の金額から所得控除をすることができます。この制度を寄付金控除といいます。教育または科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に寄与する目的で設けられていますので、すべての寄付金が控除の対象となるのではなく、その寄付の相手先、その寄付の性格等が限定されることになっています。

したがって、控除の対象となるのは、大別すると次の『特定寄付金』に限られます（所得税法第78条、同法施行令215、216、217、217の2、措置法41の18、41の19）。

1. 国、地方公共団体に対するもの。
2. 民法第34条により設立された公益法人等に対するもの。このうち、広く一般に募集され、教育や科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に寄与するための支出で、緊急を要するものに充てられることが確実なものとして財務大臣が指定したもの。

3. 公共法人、公益法人等その他特別の法律によって設立された法人のうち、教育または科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして定められた法人のその主たる目的である業務に関連あるもの。
4. 特定公益信託（信託法第66条）へ支出する金銭のうち信託の目的が教育または科学の振興など公益の増進に著しく寄与すると認められるものの信託財産とするために支出した金銭。

なお、この場合の寄付金控除には“学校の入学に関するもの、その寄付をした者が、その寄付によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益がその寄付をした者に及ぶと認められるもの”は除かれています。

ご質問の“学校の入学に関してする寄付金”とは、自己または子女等の入学を希望する学校に対してする寄付金で、その納入がない限り入学が許されないこととされているもの、その他入学と相当の因果関係があるものをいうとされています。

この場合、入学願書受付の開始日から入学が予定される年の年末までの期間内に納入したものは原則として、『入学と相当の因果関係があるもの』に該当するものとされています。

さらに、次に該当するものについても、『入学に関してする寄付金』に該当するとしています（所得税法基本通達78-2、78-3）。

1. 自己または子女等の入学を希望して支出する寄付金で、入学辞退等により結果的に入学しないこととなった場合。
2. 自己または子女等が入学する学校に対して直接支出する寄付金のほか、その学校と特殊の関係にある団体等に対して支出するもの。

したがって、辞退した2つの大学に支払った〇〇万円の寄付金も“入学に関してする寄付金”となり、残念ながら寄付金控除の対象とはならないこととなります。

なお、寄付金控除額は次の算式で計算します。

$$\left(\begin{array}{l} \text{総所得金額等の合計額の} \\ 25\% \text{または特定寄付金の} \\ \text{額のいずれか少ない金額} \end{array} \right) - 1 \text{万円} = \text{寄付金控除額}$$